

○東京科学大学総合研究院ゼロカーボンエネルギー研究所共用設備取扱要項

令和6年10月1日  
総合研究院長制定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京科学大学総合研究院ゼロカーボンエネルギー研究所（以下「ゼロカーボン研」という。）の共用設備の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「共用設備」とは、ゼロカーボン研が管理する総合研究院の装置その他付属する設備であって、別に定めるものをいう。

(利用目的)

第3条 共用設備は、研究開発、研究教育その他総合研究院ゼロカーボンエネルギー研究所長（以下「所長」という。）が必要と認める業務に利用することができる。

(利用資格)

第4条 共用設備を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 東京科学大学（以下「本学」という。）の職員、学生、特定教員、東京科学大学特別研究員及びこれに類する者

二 本学以外の大学、公的機関、民間企業等に所属する者であって、当該機関において学術研究、研究開発等に従事する者

(利用時間等)

第5条 共用設備の利用時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。

(利用申請)

第6条 共用設備を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の利用申請手続により、所長の承認を得なければならない。

2 前項の承認において、所長は利用者に対し、条件を付すことができる。

(秘密保持及び知的財産権の帰属)

第7条 共用設備の利用に際し、外部利用者は、必要に応じて、知的財産権の取扱い及び秘密保持のための覚書を締結することができる。

(利用の停止等の措置)

第8条 所長は、利用者がこの要項に違反したとき、共用設備の管理若しくは運用に重大な支障を生じさせたとき、又は所長が承認していない目的で利用した場合は、当該利用者に対し一定期間共用設備の利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(報告)

第9条 所長は、必要に応じて利用者に共用設備の利用状況等について報告を求めることができるものとする。

(利用者の協力等)

第10条 利用者は、共用設備の運用に関し行うゼロカーボン研の共用設備の正常な維持のための保守等に伴う要請に協力するものとする。

2 利用者は、共用設備を利用して得た研究成果を学術論文等により公表するときは、可能な範囲で共用設備を利用した旨を明記するものとする。

(利用料)

第11条 利用者は、別に定めるところにより、利用料を支払うものとする。

2 共用設備の利用によりRI廃棄物が生じた場合は、利用者は公益社団法人日本アイソトープ協会への引渡しに係る費用の実費を負担するものとする。

3 一度納付した利用料は、返還しないものとする。ただし、本学の責により利用を中止し、又は停止したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設及び備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの要項及び承認条件に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、共用設備の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

2 東京工業大学科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所共通設備の運用に関する取扱要項（令和元年9月11日科学技術創成研究院長裁定）は、廃止する。